ごみゼロやまがた推進県民会議設置要綱

(目的)

第1条 山形県では、「全国一ごみの少ない県を目指して」、「リサイクル等の循環型産業を振興」及び「裸足で歩ける庄内海岸」を基本目標とする「山形県循環型社会形成推進計画」(以下「計画」という。)を策定し、各種施策を実施していくこととしている。「ごみゼロやまがた県民運動」として全県的な県民運動を推進するとともに、計画の達成状況の確認及び事業の評価を行うため、「ごみゼロやまがた推進県民会議」(以下「県民会議」という。)を設置する。

(活動内容)

- 第2条 県民会議は、次の活動を行うものとする。
 - (1) 県民会議の活動方針の検討
 - (2) 計画の達成状況の確認、検証
 - (3) 「ごみゼロやまがた県民運動」の展開方針の検討
 - (4) その他「ごみゼロやまがた」の実現のために必要なこと

(組織)

- 第3条 県民会議は、委員24名以内で構成する。
- 2 委員は、次に掲げる者の中から知事が委嘱する。
 - (1) 関係団体及び市町村に属する者
 - (2) 県が実施する委員の募集に応じた者
- 3 県民会議に、会長及び副会長2名を置き、会長は委員の互選により定め、副会長は会 長が指名する。
- 4 会長は、県民会議を代表し、会議の座長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務 を代理する。

(部会)

- 第4条 県民会議に、県民部会及び産業部会を置き、委員はそれぞれの部会に属する。
- 2 県民部会及び産業部会に、それぞれ部会長を置く。
- 3 部会長には、県民会議の副会長を充てる。
- 4 部会長は、それぞれの部会を代表し、会議の座長となる。

(会議)

- 第5条 会議は総会及び部会とする。
- 2 総会は会長が招集し、部会は部会長が招集する。
- 3 会長は、必要と認めるときは、有識者及び県の関係課職員等に会議への参加を求める ことができる。
- 4 会議及び会議議事録は、公開する。

(任期)

第6条 委員の任期は令和9年4月30日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7条 県民会議の庶務は、環境エネルギー部循環型社会推進課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成18年7月19日から施行する。

平成21年4月1日一部改正。

平成22年4月1日一部改正。

平成24年4月1日一部改正。

平成27年4月1日一部改正。

平成30年4月1日一部改正。

令和3年4月1日一部改正。

令和6年5月1日一部改正。